

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律による特定地域づくり事業協同組合の変更の認定について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の変更を認定したので、同法同条第 4 項の規定により公示します。

（変更認定日 令和 6 年 8 月 2 7 日）

事 項	変更前	変更後
名 称	かみかつ事業協同組合	—
住 所	徳島県勝浦郡上勝町福原字下日浦 94 番地 4	—
代表者氏名	桑原 定夫	—
事務所の名称	かみかつ事業協同組合	—
事務所の所在地	徳島県勝浦郡上勝町福原字下日浦 94 番地 4	—
地 区	徳島県勝浦郡上勝町	—
事 業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業、 <u>無料職業紹介事業</u>
認定の有効期間の満了日	令和 14 年 9 月 15 日まで	—
職員を組合の地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲	なし	—
法第 7 条の規定により付した条件	なし	—